

税務・会計便り

～事業承継税制が変わりました!～

事業承継税制が平成30年4月1日から大きく変わりました。

改正で変わった点（10年間の特例措置で、現行の事業承継税制の適用要件を緩和）

《対象株式数制限の廃止と納税猶予の引き上げ》

納税猶予の対象株式数が、後継者が贈与・相続等により取得した自社株の発行株式総数の3分の2までだったのが、取得した株式の全てとなりました。また、相続税の猶予割合が80%から100%に引き上げられたので、贈与・相続時に実質税負担なしで世代交代できます。

《1人から複数人へ承継対象者の拡充》

先代1人から後継者1人への承継のみでしたが、親族外を含む複数の株主から代表者である後継者（最大3人）への承継も納税猶予対象となりました。

《相続時精算課税制度の適用範囲の拡大》

改正前では、後継者が贈与者の子や孫『以外』の場合、納税猶予打ち切り時に暦年課税で贈与税が課税されるため、後継者に過大な税負担が生じる可能性があり、納税猶予の適用を躊躇させる要因の一つでしたが、改正により特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年の1月1日において20歳以上であるものに限る）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができます。

《雇用確保要件の弾力化》

事業承継後は5年間で平均8割以上の雇用を維持する必要がありますが、この雇用要件を満たせなかった場合も、認定経営革新等支援機関による指導助言を受け、実績報告書を都道府県へ提出することで継続できます。

《経営環境変化に対応した贈与税・相続税の減免》

特例承継期間（5年）経過後に経営が悪化し、後継者が株式譲渡、会社の合併・解散をした場合、改正前は承継時の株価評価で課税されていましたが、今回の改正で一定の要件を満たす場合は譲渡・解散時の株価の評価額を基に納税額を再計算し、当初の納税猶予額との差額が減免されます。

適用を受ける要件は

- ◆ 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて、特例承継計画を作成し、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに都道府県に提出すること。
- ◆ 平成30年4月1日から平成39年12月31日までに、贈与・相続により自社株を取得することです。

※当事務所も「認定経営革新等支援機関」です。



[http://www.sugiura - kaikei.jp](http://www.sugiura-kaikei.jp)

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100